

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和4年2月28日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

議案第9号「埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

佐野委員

競艇組合からボートレース企業団に変わるということはどういうことか。

並木職員課長

伺っている情報ですが、今まで埼玉県都市競艇組合が地方公営企業法の財務規定の一部適用だったものが、令和4年4月1日から同法の全部適用に移行することに伴い、それに合わせて組合の名称が変更されると伺っております。

佐野委員

一度、変更することでいろいろな文章が変わっていくことになると思うが、一度、変えたら何年変えないとか、変えないとどういう支障を来すのか。

並木職員課長

年数などの定めはありませんが、これまでもいろいろな団体の構成などが変わる場合に名称などが変わった経緯があります。

佐野委員

先行で審議しなかった場合、通常で審議した場合とで、どういった支障があるのか。先行審議ではなく、12月定例会でよかったのではないのか。このタイミングで先行審議とするのは、どういった意図なのか。

並木職員課長

こういった名称変更がある場合に、組合を構成する団体の議会の議決が必要となっているところですが、総合事務組合から3月24日までに議決書及び協議書の提出が求められているため、今回は先行審議をお願いしたところです。

佐野委員

今回の名称変更で文章もいろいろと変わっていくことになると思うが、内部の資料でも外部の資料でもよいが、文言が変わったことによって、どのような文書が変わるのか。変わった場合は、シールで対応するのか。

並木職員課長

本市におきまして、特段、使用している文書は無く、シール等で変更する予定はありません。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第9号については、全会一致、可決すべきものと決する。

散 会（午前9時4分）